通則

- 1 検査の費用は、第1節又は第3節の各区分の所定点数により算定する。ただし、検査に当たって 患者から検体を穿刺し又は採取した場合は、第1節又は第3節の各区分の所定点数及び第4節の各 区分の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 検査に当たって患者に対し薬剤を施用した場合は、特に規定する場合を除き、前号により算定し た点数及び第5節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 検査に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料(以下この部において「特定保険医療 材料」という。)を使用した場合は、前2号により算定した点数及び第6節の所定点数を合算した 点数により算定する。
- 4 第1節又は第3節に掲げられていない検査であって特殊な検査の検査料は、第1節又は第3節に 掲げられている検査のうちで最も近似する検査の各区分の所定点数により算定する。
- 5 対称器官に係る検査の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の検査料に係 る点数とする。
- 6 保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以 外の施設に臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第2条第2項に規 定する検査を委託する場合における検査に要する費用については、別に厚生労働大臣が定めるとこ ろにより算定する。

第1節 検体検査料

検体検査の費用は、第1款及び第2款の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

第1款 検体検査実施料

- 1 入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間 、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において検体検査を行った場合は、第1款の各区分 の所定点数に1日につき110点を加算する。ただし、この場合において、同一日に第3号の加算は 別に算定できない。
- 2 特定機能病院である保険医療機関においては、入院中の患者に係る検体検査実施料は、基本的検 体検査実施料に掲げる所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算定する。
- 3 入院中の患者以外の患者に対して実施した検体検査であって、別に厚生労働大臣が定めるものの 結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供し、当該検査の結果に基づ く診療が行われた場合に、5項目を限度として、第1節第1款の各区分に掲げる検体検査実施料の 各項目の所定点数にそれぞれ5点を加算する。

区分

(尿・糞便等検査)

D 0 0 0 尿中一般物質定性半定量検査

26点

注 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。

D 0 0 1 尿中特殊物質定性定量検査

7点 1 蛋白定量 VMA定性、B-J蛋白定性、糖定量 9点 3 ポルフィリン定性、アミラーゼ定性半定量 10点 4 ビリルビン定量 12点 15点 5 胃酸度測定 6 ウロビリン定量、ウロビリノーゲン定量、先天性代謝異常症の尿スクリーニングテス

ト、浸透圧測定 16点

7 ポルフィリン症スクリーニングテスト

17点

8 N-アセチルグルコサミニダーゼ (NAG)

41点

アルブミン定性

49点

10 黄体形成ホルモン (LH) 定性、線維素分解産物 (FDP) 測定

72点

11 マイクロトランスフェリン精密測定(尿中)、ウロポルフィリン定量、アルブミン定 量精密測定、デルタアミノレブリン酸定量、ポリアミン 115点

12 ミオイノシトール定量	120点
13 コプロポルフィリン定量	150点
14 ポルフォビリノーゲン定量	200点
15 IV型コラーゲン定量精密測定	210点
16 尿の蛋白免疫学的検査 区分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫学的 り算定した点数	検査の例によ
17 その他 検査の種類の別により区分番号D007に掲げる血液化学検	査又は区分番
号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げ	る腫瘍マーカ
一若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の例により算定	した点数
注 区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げ	る内分泌学的
検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D01	0に掲げる特
殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準	用するものと
する。	
D 0 0 2 尿沈渣顕微鏡検査	25点
注1 同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲出	物又は分泌物
の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算	定する。
2 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。	
3 染色標本による検査を行った場合は、9点を加算する。	
D002-2 フローサイトメトリー法による尿中有形成分定量測定	30点
注1 同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲出	物又は分泌物
の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算	
2 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。	
D 0 0 3 糞便検査	
1 潜血反応検査	9点
2 虫卵検査(集卵法)、ウロビリン定量、ウロビリノーゲン定量	15点
3 塗抹顕微鏡検査(虫卵、脂肪、消化状況観察を含む。)	20点
4 虫体検出	23点
5 脂質定量	25点
6 ヘモグロビン定性	37点
7 虫卵培養検査	40点
8 ヘモグロビン定量	42点
9 ヘモグロビン及びトランスフェリン	60点
10 キモトリプシン	80点
D004 穿刺液・採取液検査	7
1 ヒューナー検査	20点
2 胃液又は十二指腸液一般検査	55点
3 髓液一般検査	65点
4 精液一般検査	70点
5 頸管粘液検査	75点
6 子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ	100点
7 子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ精密測定	135点
8	170点
9 マイクロバブルテスト	200点
10 関節液中コンドロカルシン	300点
11 羊水中肺サーファクタントアポ蛋白 (SP-A)	380点
12 I gGインデックス	460点
13 髄液オリゴクローナルバンド測定	560点
14 髄液MB P	620点
15 悪性腫瘍遺伝子検査	2,000点
	,,

	17	髄液蛋白免疫学的検査 区分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査 り算定した点数	の例によ
	18	り昇足した点数 髄液塗抹染色標本検査 区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分	以版の細
	10	菌顕微鏡検査の例により算定した点数	光い1/27 マン 小山
	19	その他 検査の種類の別により区分番号D007に掲げる血液化学検査又は	は区分番
		号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫乳	夢マーカ
		一若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の例により算定した	点数
	泊	E 区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内容	分泌学的
		検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に	掲げる特
		殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用する。	るものと
	(4	する。	
D 0 0 5		1液学的検査)	
D 0 0 5		/能・機能検査 - 表点は対象 声度測定	9点
	1	赤血球沈降速度測定 E 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。	9 点
			10 년
	2	網赤血球数 血液浸透压测字。 息头喀嚓中丘 医酚科 给木	12点 15点
	3	血液浸透圧測定、鼻汁喀痰中好酸球検査	15点 17点
	4	好酸球数	
	5 ×4	末梢血液像	18点
	6	E 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ27点を加算する。 末梢血液一般検査	22点
	7	血中微生物検査	40点
	8	赤血球抵抗試験	45点
	9	自己溶血試験、血液粘稠度測定、ヘモグロビンA _{1c} (HbA _{1c})	50点
	10	へモグロビンF (HbF)	60点
	11	動的赤血球膜物性検査	130点
	12	デオキシチミジンキナーゼ(TK)活性精密測定	240点
	13	ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ(TdT)精密測定	250点
		骨髄像	500点
	泊	E 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ40点を加算する。	
		モノクローナル抗体法による造血器悪性腫瘍細胞検査(一連につき)	1,000点
D 0 0 6	出血·	凝固検査	
	1	出血時間測定、プロトロンビン時間測定	15点
	2	凝固時間測定	18点
	3	血餅収縮能、毛細血管抵抗試験	19点
	4	フィブリノーゲン定量、クリオフィブリノーゲン検査	23点
	5	トロンビン時間測定	25点
	6	蛇毒試験、トロンボエラストグラフ	28点
	7	へパリン抵抗試験、活性化部分トロンボプラスチン時間測定、複合凝固因子材	
	0	ム 1 hr /vz /在 /b/2	29点
	8	血小板凝集能	50点
	9	血小板粘着能	65点
		アンチトロンビンⅢ ・ 幼継素八般産物(EDD)測字、プラフミン、会面将用溶解時間測字(Dota	70点
		線維素分解産物(FDP)測定、プラスミン、全血凝固溶解時間測定(Ratr 、血清全プラスミン測定法(血清SK活性化プラスミン値)、プラスミン活	
		、皿肩至ノフムミン側正法(皿肩SK店性化ノフムミン値)、ノフムミン店1 ê査、α₁─アンチトリプシン	生 側 便 E 80 点
		e宜、α i / ファトリノシン フィブリンモノマー複合体定性、プラスミノーゲン	80点 100点
		フィブリノーゲン分解産物精密測定	120点
	10		140/示

16 抗悪性腫瘍剤感受性検査(HDRA法又はCD―DST法)

2,000点

ルブランド因子	140点
15 PIVKAⅡ、D—Dダイマー定量	150点
16 凝固因子インヒビター、第7四因子様抗原	160点
17 プロテインS精密測定、α2―プラスミンインヒビター・プラスミン複合体	
	170点
18 血小板第4因子(PF4)精密測定、βートロンボグロブリン精密測定	180点
19 トロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体(TAT)精密測定、プロトロンビ	ンフラグ
メントF1+2精密測定	200点
20 トロンボモジュリン精密測定	215点
21 フィブリンモノマー複合体定量、凝固因子(Ⅱ、V、WI、WI、IX、X、XI、	хп, хш
)	240点
22 プロテインC、tPA・PAI-1複合体	260点
23 フィブリノペプタイド精密測定	300点
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の13から23までに掲げる検査を	
上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点	
算定する。	<i>y</i> (1-00)
イ 3項目又は4項目	530点
口 5項目以上	750点
D 0 0 6 — 2 血液細胞核酸增幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)	2,000点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険	-
に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。	平/万/时尺
DOO6-3 Major ber—abl mRNA核酸増幅精密測定	1,200点
D000-3 Major ber abr IIKN A核酸增幅相名例是 D006-4 遺伝病学的検査	2,000点
D000 年 園内州子的候員 D006-5 染色体検査(全ての費用を含む。)	2,000点
注 分染法を行った場合は、400点を加算する。	2,000点
日 7	2,400点
D000 0 元及	2,000点
(生化学的検査(I))	2,000点
D007 血液化学検査	
1 総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素(BUN)	カレア
チニン、尿酸、アルカリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ(ChE)、	
タミールトランスペプチダーゼ(γ $-$ G T P)、中性脂肪、Na及びC1、K、	•
g、膠質反応、クレアチン、グルコース、乳酸脱水素酵素(LDH)、酸性ファ	•
g、砂貝区心、クレナナン、クルコーへ、孔眩枕小糸貯糸(LDII)、眩圧ノスターゼ、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダー	
P)、クレアチン・フォスフォキナーゼ(CPK)、アルドラーゼ、遊離コレ	`
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
ル、鉄、試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極による血中ケトン体・糖・ク 査	
-	11点 15点
2 リン脂質	16点
3 遊離脂肪酸	
4 HDL―コレステロール、前立腺酸性フォスファターゼ、P及びHPO4、 ステロール、グルタミック・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ (G	
グルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ (GPT) 5 LDL―コレステロール、蛋白分画測定	17点 18点
	24点
• •	
7 イオン化カルシウム、マンガン	27点
8 ムコ蛋白	30点
9 ケトン体、アデノシンデアミナーゼ (ADA)	32点
10 グアナーゼ (GU)	35点

14 D-Dダイマー定性、 α 2-マクログロブリン、アンチプラスミン、フォン・ウィ

11 リポプロテイン	45点
12 有機モノカルボン酸定量、胆汁酸、アルカリフォスファターゼ・アイソザイム	ム、アミ
ラーゼ・アイソザイム、γ-GTP・アイソザイム、乳酸脱水素酵素・アイソサ	ゲイム、
重炭酸塩	48点
13 アンモニア、リポ蛋白分画、GOT・アイソザイム	50点
14 CPK・アイソザイム、グリコアルブミン	55点
15 カタラーゼ、ケトン体分画、コレステロール分画	60点
16 レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ (L-CAT)	70点
17 G-6-PDH定量、リポ蛋白分画精密測定、1,5-アンヒドロ-D-グルシ	トール
(1,5AG)、不飽和鉄結合能(UIBC)、グリココール酸	80点
18 総鉄結合能 (TIBC)	85点
19 CPK・アイソザイム精密測定	90点
20 膵分泌性トリプシンインヒビター (PSTI)、乳酸脱水素酵素・アイソザイ	イム1型
、アポリポ蛋白、シスチンアミノペプチダーゼ(САР)、凝固因子インヒビタ	マー定性
(クロスミキシング試験)	100点
21 ヘパリン	110点
22 心筋トロポニン I 精密測定、シアル化糖鎖抗原KL-6、フェリチン、アルコ	ュール、
ペントシジン、リポ蛋白(a)精密測定、イヌリン	120点
23 サーファクタントプロテインA (SP-A)、心筋トロポニンT、ガラクトー	-ス、A
1、シスタチンC精密測定	130点
24 サーファクタントプロテインD (SP-D)	140点
25 血液ガス分析、Zn、ミオグロビン、ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FA	ВР)
、P─Ⅲ─P精密測定、IV型コラーゲン精密測定、アルブミン非結合型ビリルヒ	ごン、ピ
ルビン酸キナーゼ (PK)	150点
注 血液ガス分析については、当該保険医療機関内で行った場合に算定する。	
26 アンギオテンシン I 転換酵素 (ACE)、IV型コラーゲン・7S精密測定、E	ビタミン
B 1 2 定量精密測定	160点
27 葉酸精密測定	170点
28 アルカリフォスファターゼ・アイソザイム精密測定、アセトアミノフェン精密	密測定、
腟分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP─1)、ヒアルロン	
室筋ミオシン軽鎖Ⅰ精密測定	190点
29 レムナント様リポ蛋白 (RLP) コレステロール、トリプシン	200点
30 赤血球コプロポルフィリン定量、膵ホスホリパーゼ A_2 (下 A_2) 精密測定	
	210点
31 リポ蛋白リパーゼ精密測定、肝細胞増殖因子(HGF)、CKアイソフォータ	
リルヒドロキシラーゼ(PH)精密測定	230点
32 2,5—オリゴアデニル酸合成酵素活性精密測定、腟分泌液中α—フェトプロテ	
	250点
33 赤血球プロトポルフィリン定量、ビタミンB2	280点
34 ビタミンB1定量	290点
35 プロカルシトニン (PCT)	320点
36 ビタミンC定量精密測定	330点
37 1,25ジヒドロキシビタミンD3 (1,25 (OH) 2D3)	400点
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から7までに掲げる検査を5	
上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数	メにより
算定する。 	100 F
イ 5項目以上7項目以下 ロ 8項目又は 0項目	100点 109点
ロ 8項目又は9項目	
ハ 10項目以上	129点

注 入院中の患者について算定した場合は、初回に限り20点を加算する。

(生化学的検査(I))

D008 内分泌学的検査

1 ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定性 55点

- 2 11—ハイドロキシコルチコステロイド (11—OHCS)、17—ハイドロキシコルチコステロイド (17—OHCS) 60点
- 3 17—ケトステロイド (17—KS) 精密測定、ホモバニール酸 (HVA) 精密測定

70点

- 4 バニールマンデル酸 (VMA) 精密測定 90点
- 5 5 ハイドロキシインドール酢酸 (5 H I A A) 精密測定 95点
- 6 プロラクチン (PRL)

100点

120点

- 7 トリョードサイロニン (T3) 精密測定、甲状腺刺激ホルモン (TSH) 精密測定 、レニン活性精密測定、ガストリン精密測定、レニン定量精密測定 115点
- 8 サイロキシン (T₄) 精密測定、インスリン (IRI) 精密測定
- 9 成長ホルモン (GH) 精密測定、卵胞刺激ホルモン (FSH) 精密測定、C—ペプタイド (CPR) 精密測定、黄体形成ホルモン (LH) 125点
- 10 ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定、サイロキシン結合能(TBC)精密測定、遊離サイロキシン(FT4)精密測定、抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(GAD)抗体価精密測定、遊離トリヨードサイロニン(FT3)精密測定、コルチゾール精密測定、アルドステロン精密測定、サイロキシン結合蛋白(TBG)精密測定、テストステロン精密測定、サイログロブリン精密測定、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定
- 11 ヒト胎盤性ラクトーゲン(HPL)、ヒト絨毛性ゴナドトロピン定量(HCG定量) 精密測定、ヒト絨毛性ゴナドトロピン β (HCG β)分画、グルカゴン精密測定、カルシトニン精密測定
- 12 I型コラーゲン架橋N―テロペプチド (NTx) 精密測定

- 13 オステオカルシン精密測定、骨型アルカリフォスファターゼ(BAP)精密測定、尿中 β クロスラプス精密測定、セクレチン精密測定、プロジェステロン精密測定、低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定量、遊離テストステロン精密測定、 β クロスラプス精密測定、低カルボキシル化オステオカルシン(u c O C)精密測定 170点
- 14サイクリックAMP (C—AMP) 精密測定、エストリオール (E3) 精密測定、エストロジェン180点
- 15 副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント (C-PTHrP) 精密測定、副甲状腺ホルモン (PTH) 精密測定、カテコールアミン分画精密測定、DHEA-S精密測定 190点
- 16 尿中デオキシピリジノリン精密測定、副甲状腺ホルモン関連蛋白 (PTHrP) 精密 測定、17—ケトジェニックステロイド (17—KGS) 精密測定、エストラジオール (E 2) 精密測定 200点
- 17 副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)精密測定、17—ケトジェニックステロイド分画(17—KGS分画)精密測定、カテコールアミン精密測定、17—ケトステロイド分画(1 7—KS分画)精密測定、エリスロポエチン精密測定、 17α —ヒドロキシプロジェステロン精密測定、抗 IA— 2 抗体精密測定、プレグナンジオール 220点
- 18 メタネフリン精密測定、ソマトメジンC精密測定、ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定、メタネフリン分画精密測定、アルギニンバゾプレッシン精密 測定 240点
- 19 プレグナントリオール精密測定、ノルメタネフリン精密測定 250点
- 20 インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)精密測定 280点
- 注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の9から20までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により

丛	,—,		. 7	
臯	正	- g	$\langle \cdot \rangle$	_

5 アミノ酸定量

イ 3項目以上5項目以下 410点 ロ 6項目又は7項目 630点 ハ 8項目以上 900点 D009 腫瘍マーカー 1 尿中BTA 80点 2 癌胎児性抗原(CEA)精密測定、α-フェトプロテイン(AFP)、組織ポリペプ タイド抗原(TPA)精密測定、扁平上皮癌関連抗原(SCC抗原)精密測定 115点 3 DUPAN-2精密測定、NCC-ST-439精密測定、CA15-3精密測定 130点 4 エラスターゼ1精密測定 135点 5 前立腺酸性フォスファターゼ精密測定、PSA精密測定 140点 6 塩基性フェトプロテイン(BFP)精密測定、CA19─9精密測定、CA72─4精密 測定、CA-50精密測定、SPan-1抗原精密測定、シアリルTn抗原精密測定、神経 特異エノラーゼ (NSE) 精密測定、PIVKAⅡ精密測定 150点 尿中NMP22精密測定、シアリルLe^x─i(SLX)抗原精密測定、CA125精密測定 160点 8 シアリルLe^x (CSLEX) 抗原精密測定、フリーPSA/トータルPSA比精密測 定、BCA225精密測定、I型プロコラーゲン—C—プロペプチド精密測定、I型コラ ーゲンCテロペプチド精密測定、SP1精密測定、血清中抗p53抗体 9 サイトケラチン19フラグメント精密測定、ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGR P)精密測定 180点 10 尿中遊離型フコース、CA602精密測定、AFPのレクチン反応性による分画比(A FP-L3%)、CA54/61精密測定、癌関連ガラクトース転移酵素(GAT)精密 測定 190点 11 γ — セミノプロテイン精密測定、CA130精密測定 200点 12 尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コア定量 (ΗСGβコア定量) 精密測定 210点 13 膵癌胎児性抗原(POA)精密測定 220点 14 乳頭分泌液中CEA精密測定、乳頭分泌液中HER2タンパク測定、血清中HER2 タンパク測定 320点 15 インターロイキン 2 受容体 (IL-2R) 精密測定 460点 注1 診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から悪性腫瘍の患者であることが強く疑わ れる者に対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、1回に限り算定する。ただし 、区分番号B001の3に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定している患者に ついては算定しない。 2 患者から1回に採取した血液等を用いて本区分の2から15までに掲げる検査を2項 目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数 により算定する。 イ 2項目 230点 口 3項目 290点 ハ 4項目以上 420点 D010 特殊分析 尿中糖分析 40点 2 結石分析 120点 3 チロシン 200点 4 総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比

	口 5種類以上	1,300点
	6 アミノ酸分析 (定性)	350点
	7 脂肪酸分画	450点
	8 先天性代謝異常症検査	1,200点
	注 当該保険医療機関内において、当該検査を行った場合に患者1人につき	月1回に限
	り算定する。	
	(免疫学的検査)	
D 0 1 1	免疫血液学的検査	
	1 ABO血液型、Rh(D)血液型	21点
	2 クームス試験	
	イー直接	30点
	口間接	34点
	3 Rh(その他の因子)血液型	160点
	4 赤血球不規則抗体検査	170点
	注 第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲	げる心・脈
	管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は同部第12款の各区分に	
	性器手術のうち区分番号K898に掲げる帝王切開術等を行った場合に第	i定する。
	5 α-D-Nアセチルガラクトサミニルトランスフェラーゼ活性及びα-D)―ガラクト
	シルトランスフェラーゼ活性	200点
	6 PAIgG (血小板関連IgG)	210点
	7 ABO血液型亜型	260点
	8 抗血小板抗体検査	270点
D 0 1 2	感染症免疫学的検査	
	1 梅毒脂質抗原使用検査(定性)、抗ストレプトリジン〇価(ASO価)	15点
	2 トキソプラズマ抗体価測定	27点
	3 抗ストレプトキナーゼ価 (ASK価)	29点
	4 TPHA試験(定性)、マイコプラズマ抗体価	32点
	5 抗連鎖球菌多糖体抗体(ASP)、梅毒脂質抗原使用検査(定量)	34点
	6 TPHA試験 (定量)	55点
	7 アデノウイルス抗原、迅速ウレアーゼ試験	60点
	8 ロタウイルス抗原	65点
	9 ヘリコバクター・ピロリ抗体、クラミジア・ニューモニエ I g G 抗体価精	
	\$ \(\frac{1}{2} \)	70点
	10 クラミジア・ニューモニエIgA抗体価精密測定	75点
	11 クロストリジウム・ディフィシル抗原、ウイルス抗体価(1項目あたり)	
	クター・ピロリ抗体精密測定、百日咳菌抗体価	80点
	注 同一検体についてウイルス抗体価の測定を行った場合は、8項目を限度	
	する。	
	12 HTLV— I 抗体価	85点
	13 トキソプラズマ抗体価精密測定、トキソプラズマ I g M抗体価精密測定	95点
	14 赤痢アメーバ抗体価、抗デオキシリボヌクレアーゼB価(ADNase B)	
	エステラーゼ抗体(ASE)	100点
	15 抗抗酸菌抗体価精密測定、HIV-1抗体価	120点
	16 H I V—1, 2抗体価	130点
	17 A群β溶連菌迅速試験、ノイラミニダーゼ	140点
	18 髄液又は尿中肺炎球菌抗原、髄液又は尿中ヘモフィルスインフルエンザ b	
	ンフルエンザウイルス抗原精密測定、カンジダ抗原、糞便中へリコバクター	
	原、RSウイルス抗原精密測定、FTA―ABS試験	150点

320点

イ 1種類につき

	19 D―アラビニトール、抗クラミジア・ニューモニエ I gM抗体価精密測定	160点
	20 大腸菌〇157LPS抗原精密測定、クラミジアトラコマチス抗原精密測定、	アスペル
	ギルス抗原	170点
	21 淋菌同定精密検査、大腸菌〇157LPS抗体、単純ヘルペスウイルス特異抗	ī原、マイ
	コプラズマ抗原精密測定 (咽頭内)	180点
	22 大腸菌抗原同定検査、クリプトコックス・ネオフォルマンス抗原、HTL	V−I 抗体
	価精密測定	190点
	23 ブルセラ凝集反応、アデノウイルス抗原精密測定、尿中肺炎球菌莢膜抗原	
	キスIgG・A抗体価精密測定、レプトスピラ抗体価	210点
	24 ツツガムシ抗体価、グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体価精	
	$1 \rightarrow 3$) $-\beta$ −D−グルカン	220点
	25 サイトメガロウイルス抗体価精密測定、赤痢アメーバ抗体価精密測定、グ	
	ラス別ウイルス抗体価精密測定(1項目あたり)	230点
	注 同一検体について、グロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定を行っ 2項目を限度として算定する。	た場合は、
	26 尿中レジオネラ抗原、上皮細胞中水痘ウイルス抗原精密測定	240点
	27 エンドトキシン定量検査、ボレリア・ブルグドルフェリ抗体価精密測定	270点
	28 H I V — 1 抗体価精密測定	280点
	29 百日咳菌抗体価精密測定、結核菌群抗原精密測定、ダニ特異 I g G 抗体価、	
	ェリックス反応	300点
	30 H I V — 2 抗体価精密測定	380点
	31 白血球中サイトメガロウイルスpp65抗原	410点
	32 HTLV-I 抗体価精密測定 (ウエスタンブロット法)	450点
	33 HIV抗原精密測定	600点
D 0 1 3	肝炎ウイルス関連検査	
	1 HBs抗原	29点
	2 HBs 抗体価	32点
	3 HBs抗原精密測定、HBs抗体価精密測定	95点
	4 HBe抗原精密測定、HBe抗体価精密測定	110点
	5 HCV抗体価精密測定、HCVコア蛋白質測定	120点
	6 HBc抗体価、IgM—HA抗体価精密測定、HA抗体価精密測定、Ig	
	抗体価精密測定、HCVコア抗体価精密測定	150点
	7 HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価	170点
	8 HCV特異抗体価測定による群別判定	240点
	9 B型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)定量	290点
	10 デルタ肝炎ウイルス抗体価精密測定	330点
	11 HCV特異抗体価精密測定	340点
	注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から11までに掲げる検査	
	上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる 算定する。	息数により
	がある。 イ 3項目	290点
	口 4項目	360点
	ハ 5項目以上	520点
D 0 1 4	自己抗体検査	020MK
2011	1 寒冷凝集反応	11点
	2 リウマトイド因子	30点
	3 甲状腺自己抗体検査	37点
	4 Donath—Landsteiner試験(寒冷溶血反応)	55点
	5 LEテスト	70点

	0		110 H
	6	抗核抗体価(蛍光抗体法を除く。)、インスリン抗体精密測定	110点
	7	July 2 2 Control of the control of t	
		-3) 精密測定、抗核抗体価(蛍光抗体法) - ***	120点
		抗Jo—1抗体、甲状腺自己抗体精密測定、抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗化	
		P抗体 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	150点
		抗Sm抗体、抗SS—A/Ro抗体、抗SS—B/La抗体、抗Scl—70抗化	•
		今免疫複合体精密測定 	170点
		抗DNA抗体価	180点
	11	V	190点
		モノクローナルRF結合免疫複合体精密測定	200点
		C 3d結合免疫複合体精密測定、I gG型リウマチ因子精密測定、抗シトル	
		チド抗体精密測定	210点
		抗ミトコンドリア抗体精密測定、抗カルジオリピンβ2グリコプロテイン	
		L β 2 G P I)複合体抗体、抗 L K M — 1 抗体精密測定	230点
		抗カルジオリピン抗体精密測定、TSHレセプター抗体精密測定	250点
		血清中抗デスモグレイン 3 抗体、血清中抗 B P 180 N C 16 a 抗体	270点
		ループスアンチコアグラント、細胞質性抗好中球細胞質抗体価、抗好中球	
	Ţ	コペルオキシダーゼ抗体(MPO―ANCA)、抗糸球体基底膜抗体精密測	
			290点
	18	血清中抗デスモグレイン 1 抗体	300点
	19	TSH刺激性レセプター抗体(TSAb)精密測定	350点
	20	抗GM1IgG抗体、抗GQ1bIgG抗体	460点
	21	抗アセチルコリンレセプター抗体価	900点
		グルタミン受容体自己抗体	1,000点
		本区分の8及び9に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所	定点数にか
		かわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。	
D 0 1 5	血漿質	蛋白免疫学的検査	
	1	C 反応性蛋白 (C R P) 定性、C 反応性蛋白 (C R P) 定量	16点
	2	赤血球コプロポルフィリン定性、G-6-Pase	30点
	3	G-6-PDH定性、赤血球プロトポルフィリン定性	34点
	4	血清補体価(CH50)、免疫グロブリン	38点
	5	クリオグロブリン	42点
	6	血清アミロイドA(SAA)蛋白精密測定	48点
	7	トランスフェリン	60点
	8	補体蛋白 (C ₃)、補体蛋白 (C ₄)	70点
	9	セルロプラスミン	90点
	10	非特異的IgE	100点
	11	特異的 I gE	110点
	<u>}</u>	主 特異的IgE検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。ただ	し、患者か
		ら1回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,430点を限度として	て算定する。
	12	β₂─マイクログロブリン(β₂─m)、プレアルブミン	115点
	13	レチノール結合蛋白 (RBP)	140点
		α 1-マイクログロブリン、ハプトグロビン(型補正を含む。)	150点
	15	C₃プロアクチベータ	160点
	16	アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン(HRT)測定	170点
	17	ヘモペキシン	180点
	18	血中APRスコア、アトピー鑑別試験	200点
	19	頸管腟分泌液中癌胎児性フィブロネクチン	210点
	20	尿蛋白免疫電気泳動	220点

		0.40
	21 免疫電気泳動法(同一検体に対し一連につき)	240点
	22 C ₁ インアクチベータ	290点
	23 免疫グロブリンL鎖κ/λ比	340点
	24 結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン—γ測定	420点
D 0 1 6	細胞機能検査	
	1 表面免疫グロブリン測定検査(一連につき)	170点
	2 顆粒球機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	200点
	3 フローサイトメトリー法によるT細胞・B細胞百分率検査	210点
	4 モノクローナル抗体法によるT細胞サブセット検査(一連につき)、顆	
	ニング検査(種目数にかかわらず一連につき)	220点
	5 フローサイトメトリーのTwo-color分析法による赤血球検査、リンパ球	
	(一連につき)	290点
	(微生物学的検査)	
D 0 1 7	排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査	
	1 蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	32点
	2 保温装置使用アメーバ検査	45点
	3 その他のもの	25点
D 0 1 8	細菌培養同定検査	
	1 口腔、気道又は呼吸器からの検体	130点
	2 消化管からの検体、血液又は穿刺液	130点
	3 泌尿器又は生殖器からの検体	120点
	4 その他の部位からの検体	110点
	5 簡易培養検査	55点
	注 1から5までについては、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培	養を行った場
	合は、70点を加算する。	
D 0 1 9	細菌薬剤感受性検査	
	1 1 菌種	130点
	2 2 菌種	170点
	3 3菌種以上	220点
D 0 1 9-	-2 酵母様真菌薬剤感受性検査	120点
D 0 2 0	抗酸菌分離培養検査	
	1 抗酸菌分離培養検査1	150点
	2 抗酸菌分離培養検査 2	140点
D 0 2 1	抗酸菌同定検査 (種目数にかかわらず一連につき)	280点
D 0 2 2	抗酸菌薬剤感受性検査(培地数に関係なく)	
	1 3薬剤以下	200点
	2 4薬剤以上	230点
D 0 2 3	微生物核酸同定・定量検査	
	1 白血球中細菌核酸同定検査(1菌種あたり)	130点
	2 淋菌核酸同定検査、クラミジアトラコマチス核酸同定検査	210点
	3 HBV核酸定量検査	290点
	4 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査	300点
	5 DNAポリメラーゼ	310点
	6 HCV核酸同定検査	360点
	7 抗酸菌群核酸同定精密検査、結核菌群核酸増幅同定検査	410点
	8 マイコバクテリウムアビウム・イントラセルラー核酸同定精密検査	430点
	9 HCV核酸定量検査、血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモータ	一変異遺伝子
	同定検査、ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査、SARSコロナウ	イルス核酸増
	幅検査	450点

10 HIV-I核酸定量検査

520点

注 検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行った場合は、130点を加算する。

11 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査

550点

12 HIV―ジェノタイプ薬剤耐性検査

6,000点

D023-2 その他の微生物学的検査

1 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PBP2')

55点

2 尿素呼気試験

70点

3 腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒 (TDH) 検査

150点

4 大腸菌ベロトキシン検出検査

200点

D 0 2 4 動物使用検査

170点

注 使用した動物の費用として動物の購入価格を10円で除して得た点数を加算する。 (基本的検体検査実施料)

D025 基本的検体検査実施料(1日につき)

1 入院の日から起算して4週間以内の期間

140点

2 入院の日から起算して4週間を超えた期間

110点

- 注1 特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行った検体検査 について算定する。
 - 2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。
 - イ 尿中一般物質定性半定量検査
 - 口 尿中特殊物質定性定量検査
 - ハ 尿沈渣顕微鏡検査
 - ニ 糞便検査
 - ホ 穿刺液・採取液検査
 - へ 血液形態・機能検査
 - ト 出血・凝固検査
 - チ 血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)
 - リ 血液化学検査
 - ヌ 免疫血液学的検査

ABO血液型及びRh(D)血液型

ル 感染症免疫学的検査

梅毒脂質抗原使用検査(定性)、抗ストレプトリジン〇価(ASO価)、トキソプラズマ抗体価測定、梅毒脂質抗原使用検査(定量)、TPHA試験(定量)、TPHA試験(定量)、TPHA

ヲ 肝炎ウイルス関連検査

HBs抗原、HBs抗体価、HBs抗原精密測定、HBs抗体価精密測定、HCV抗体価精密測定及びHCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価

ワ 自己抗体検査

寒冷凝集反応及びリウマトイド因子

力 血漿蛋白免疫学的検査

C反応性蛋白(CRP)定性、C反応性蛋白(CRP)定量、血清補体価(CH 50)及び免疫グロブリン

- ョ 微生物学的検査
- 3 療養病棟、結核病棟又は精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第3節に規定する特定入院料を算定している患者については適用しない。

第2款 検体検査判断料

D026 検体検査判断料

1 尿・糞便等検査判断料

2 血液学的検査判断料

125点

3 生化学的検査(!)判断料

144点

4 生化学的検査(Ⅱ)判断料

144点

5 免疫学的検査判断料

144点

6 微生物学的検査判断料

150点

- 注1 検体検査判断料は該当する検体検査の種類又は回数にかかわらずそれぞれ月1回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号D027に掲げる基本的検体検査判断料を算定する患者については、尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(!)判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料は別に算定しない。
 - 2 注1の規定にかかわらず、区分番号D000に掲げる尿中一般物質定性半定量検査 の所定点数を算定した場合にあっては、当該検査については尿・糞便等検査判断料は 算定しない。
 - 3 別に厚生労働大臣が定める検体検査管理に関する施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者(検体検査管理加算(II)及び検体検査管理加算(II)については入院中の患者に限る。)1人につき月1回に限り、次に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、検体検査管理加算(II)を算定した場合には、検体検査管理加算(II)又は検体検査管理加算(II)は算定せず、検体検査管理加算(II)を算定した場合には、検体検査管理加算(II)又は検体検査管理加算(II)は算定しない。

イ 検体検査管理加算(I)

40点

口 検体検査管理加算(I)

100点

ハ 検体検査管理加算(11)

300点

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、区分番号D006—4に掲げる遺伝病学的検査を実施し、その結果について患者又はその家族に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、患者1人につき月1回に限り、所定点数に500点を加算する。

D 0 2 7 基本的検体検査判断料

604点

- 注1 特定機能病院である保険医療機関において、尿・糞便等検査、血液学的検査、生化 学的検査(I)、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項に掲げる検体検査を入院中の患 者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算 定できるものとする。

第2節 削除

第3節 生体検査料

新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して本節に掲げる検査(次に掲げるものを除く。)を行った場合は、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の60又は100分の30に相当する点数を加算する。

- 1 呼吸機能検査等判断料
- 2 心臓カテーテル法による諸検査
- 3 心電図検査の注に掲げるもの
- 4 負荷心電図検査の注1に掲げるもの
- 5 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ (ハートスコープ)、カルジオタコ スコープ
- 6 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定

- 7 深部体温計による深部体温測定
- 8 前額部、胸部、手掌部、足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察
- 9 脳波検査の注2に掲げるもの
- 10 脳波検査判断料
- 11 神経・筋検査判断料
- 12 ラジオアイソトープ検査判断料
- 13 内視鏡検査の通則第3号に掲げるもの
- 14 超音波内視鏡検査を実施した場合の加算
- 15 肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法

区分

(呼吸循環機能検査等)

- 1 区分番号D200からD204までに掲げる呼吸機能検査等については、各所定点数及び区分番号 D205に掲げる呼吸機能検査等判断料の所定点数を合算した点数により算定し、区分番号D206 からD214-2までに掲げる呼吸循環機能検査等については、特に規定する場合を除き、同一の患 者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、 所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。
- 2 使用したガスの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。
- D200 スパイログラフィー等検査
 - 1 肺気量分画測定(安静換気量測定、最大換気量測定を含む。) 80点
 - フローボリュームカーブ (強制呼出曲線を含む。) 80点
 - 3 機能的残気量測定 130点
 - 4 呼気ガス分析 100点
 - 5 左右別肺機能検査 1,010点
- D 2 0 1 換気力学的検査
 - 1 呼吸抵抗測定 70点
 - コンプライアンス測定、気道抵抗測定、肺粘性抵抗測定、1回呼吸法による吸気分布 検査 135点
- D202 肺内ガス分布
 - 1 指標ガス洗い出し検査 135点
 - 2 クロージングボリューム測定 135点
- D 2 0 3 肺胞機能検査
 - 1 肺拡散能力検査 135点
 - 2 死腔量測定、肺内シャント検査 135点
- D 2 0 4 基礎代謝測定
- 85点 D 2 0 5 呼吸機能検査等判断料 140点

注 呼吸機能検査等の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定するものとする。

D206 心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について)

1 右心カテーテル 3,600点

2 左心カテーテル 4,000点

- 注1 新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して当該検査を行った場合は 、1については10,800点又は3,600点を、2については12,000点又は4,000点を、それ ぞれ所定点数に加算する。
 - 2 当該検査に当たって、卵円孔又は欠損孔を通しての左心カテーテル検査、経中隔左 心カテーテル検査(ブロッケンブロー)、伝導機能検査、ヒス束心電図、診断ペーシ ング、期外(早期)刺激法による測定・誘発試験、冠動脈造影又は心筋採取を行った 場合は、それぞれ800点、2,000点、200点、200点、200点、600点、1,400点又は200点 を加算する。
 - 3 血管内超音波検査を実施した場合は、所定点数に300点を加算する。
 - 4 厚生労働大臣の定める施設基準を満たす保険医療機関において血管内視鏡検査を実

施した場合は所定点数に300点を加算する。

- 5 同一月中に血管内超音波検査と血管内視鏡検査の両方を実施した場合は主たる検査 の点数を算定する。
- 6 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、 心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及 びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。
- 7 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E400に掲げるフィルムの所定点数により算定する。

D 2 0 7 体液量等測定

1 体液量測定、細胞外液量測定

60点

- 2 血流量測定、皮弁血流検査、循環血流量測定(色素希釈法によるもの)、電子授受式 発消色性インジケーター使用皮膚表面温度測定、血管伸展性検査 100点
- 3 心拍出量測定、循環時間測定、循環血液量測定(色素希釈法以外によるもの)、脳循 環測定(色素希釈法によるもの) 150点
 - 注1 心拍出量測定に際してカテーテルを挿入した場合は、開始日に限り1,300点を加算する。この場合において、挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
 - 2 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。

4 脳循環測定(笑気法によるもの)

1,350点

D208 心電図検査

1 四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導

2 ベクトル心電図、体表ヒス束心電図

130点 150点

3 携带型発作時心電図記憶伝達装置使用心電図検査

150点

4 バリストカルジオグラフ

90点

注 2方向以上の記録による場合は所定点数に90点を加算する。

5 その他(6誘導以上)

90点

注 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した心電図について診断を行った場合は、1 回につき70点とする。

D209 負荷心電図検査

1 四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導

320点

2 その他(6誘導以上)

190点

- 注1 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した負荷心電図について診断を行った場合は、1回につき70点とする。
 - 2 区分番号D208に掲げる心電図検査であって、同一の患者につき、負荷心電図検査と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。
- D210 ホルター型心電図検査(解析料を含む。)

1 30分又はその端数を増すごとに

90点

2 8時間を超えた場合

1,500点

D210-2 体表面心電図、心外膜興奮伝播図

1,500点

D211 トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査

800点

- 注1 負荷の回数又は種類にかかわらず所定点数により算定する。
 - 2 区分番号D200に掲げるスパイログラフィー等検査又は区分番号D208に掲げる心電図検査であって、同一の患者につき当該検査と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。
- D212 リアルタイム解析型心電図

500点

D212-2 携带型発作時心電図記録計使用心電図検査

500点

D 2 1 3 心音図検査

150点

D214 脈波図、心機図、ポリグラフ検査

1 2 誘導

2 3から4誘導 130点

3 5から6誘導 180点

4 7誘導以上

注1 数種目を行った場合でも同時記録を行った最高誘導数により算定する。

- 2 脈波図、心機図、ポリグラフ検査の一部として記録した心電図は、誘導数に数えない。
- 3 検査の実施ごとに1から4までに掲げる所定点数を算定する。

D214-2 エレクトロキモグラフ

260点

220点

(超音波検査等)

区分番号D215及びD216に掲げる超音波検査等について、同一患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

D215 超音波検査(記録に要する費用を含む。)

1 Aモード法 150点

2 断層撮影法

イ 胸腹部 530点

ロ その他(頭頸部、四肢、体表、末梢血管等) 350点

3 UCG

イ 断層撮影法及びMモード法による検査 880点

ロ Mモード法のみによる検査 500点

ハ 経食道的超音波法 1,500点

4 ドプラ法(1日につき)

イ 胎児心音観察、末梢血管血行動態検査 20点

口 脳動脈血流速度連続測定 150点

ハ 脳動脈血流速度マッピング法 400点

5 血管内超音波法

3,600点

- 注1 断層撮影法について、造影剤を使用した場合は、所定点数に150点を加算する。この場合において造影剤注入手技料及び麻酔料(区分番号L008に掲げるマスク又は 気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を除く。)は、加算点数に含まれるものとする
 - 2 断層撮影法について、パルスドプラ法を行った場合は、所定点数に200点を加算する。
 - 3 UCGの検査に伴って同時に記録した心電図、心音図、脈波図及び心機図の検査の 費用は、所定点数に含まれるものとする。
 - 4 ドプラ法について、ロ及びハを併せて行った場合は、主たるものの所定点数のみにより算定する。
 - 5 血管内超音波法について、呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ (ハートスコープ)、カルジオタコスコープ、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧 測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、所定点 数に含まれるものとする。
 - 6 血管内超音波法と同一月中に行った血管内視鏡検査は所定点数に含まれるものとする。

D216 サーモグラフィー検査(記録に要する費用を含む。)

200点

注 負荷検査を行った場合は、負荷の種類又は回数にかかわらず所定点数に100点を加算する。

D216-2 残尿測定検査

50点

注 残尿測定検査は、患者1人につき月2回に限り算定する。

D217 骨塩定量検査

1 DEXA法による腰椎撮影

3 超音波法 80点 (監視装置による諸検査) D218 分娩監視装置による諸検査 1 1時間以内の場合 400点 2 1時間を超え1時間30分以内の場合 550点 3 1時間30分を超えた場合 700点 D219 ノンストレステスト (一連につき) 200点 D220 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ (ハートスコープ)、カルジオタ コスコープ 1 1時間以内又は1時間につき 50点 2 3時間を超えた場合(1日につき) イ 7日以内の場合 150点 ロ 7日を超え14日以内の場合 130点 ハ 14日を超えた場合 50点 注1 心電曲線及び心拍数のいずれも観察した場合に算定する。 2 呼吸曲線を同時に観察した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする。 人工呼吸と同時に行った呼吸心拍監視の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるも のとする。 4 同一の患者につき、区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循 環式全身麻酔と同一日に行われた場合における当該検査の費用は、当該麻酔の費用に 含まれる。 D 2 2 1 削除 D222 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定 1 1時間以内又は1時間につき 100点 2 5時間を超えた場合(1日につき) 600点 D223 経皮的動脈血酸素飽和度測定(1日につき) 30点 注 人工呼吸と同時に行った経皮的動脈血酸素飽和度測定の費用は、人工呼吸の所定点数 に含まれるものとする。 D223-2 終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定(一連につき) 100点 D224 終末呼気炭酸ガス濃度測定(1日につき) 100点 D225 観血的動脈圧測定(カテーテルの挿入に要する費用及びエックス線透視の費用を含む。) 1 1時間以内の場合 130点 2 1時間を超えた場合(1日につき) 260点 注 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。 D225-2 非観血的連続血圧測定(1日につき) 100点 注 人工呼吸と同時に行った非観血的連続血圧測定の費用は、人工呼吸の所定点数に含ま れるものとする。 D 2 2 5 — 3 24時間自由行動下血圧測定 200点 D226 中心静脈圧測定(1日につき) 100点 1 4回以下の場合 2 5回以上の場合 200点 注 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。 D 2 2 7 頭蓋内圧持続測定 1時間以内又は1時間につき 100点 3時間を超えた場合(1日につき) 400点 D228 深部体温計による深部体温測定(1日につき) 100点 D229 前額部、胸部、手掌部、足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察(1日につき) 100点

140点

2 MD法、SEXA法等

D 2 3 0 観血的肺動脈圧測定

1 1時間以内又は1時間につき

150点

2 2時間を超えた場合(1日につき)

450点

注1 バルーン付肺動脈カテーテルを挿入した場合は、開始日に限り所定点数に1,300点 を加算する。この場合において、挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

2 カテーテルの交換の有無にかかわらず、一連として算定する。

D 2 3 1 人工膵臓(一連につき)

5,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。

D 2 3 2 食道内圧測定検査

650点

D 2 3 3 直腸肛門機能検査

1 1項目行った場合

800点

2 2項目以上行った場合

1,200点

注 直腸肛門機能検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。

D 2 3 4 胃・食道内24時間 p H 測定

1.000点

(脳波検査等)

区分番号D235からD237-2までに掲げる脳波検査等については、各所定点数及び区分番号D238に掲げる脳波検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。

D235 脳波検査(過呼吸、光及び音刺激による負荷検査を含む。)

500点

注1 検査に当たって睡眠賦活検査又は薬物賦活検査を行った場合は、これらの検査の別にかかわらず250点を加算する。

2 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した脳波について診断を行った場合は、1 回につき70点とする。

D235-2 長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき)

400点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長 に届出をした保険医療機関において、長期継続頭蓋内脳波検査を実施した場合に算定する

D 2 3 6 脳誘発電位検査(脳波検査を含む。)

1 体性感覚誘発電位

670点

2 視覚誘発電位

670点

3 聴性誘発反応検査、脳波聴力検査、脳幹反応聴力検査、中間潜時反応聴力検査

670点

注 2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。

D236-2 光トポグラフィー

670点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点数の1 00分の80に相当する点数により算定する。

D236-3 神経磁気診断

5,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長 に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D237 終夜睡眠ポリグラフィー

1 携帯用装置を使用した場合

720点

2 1以外の場合

3,300点

D237-2 反復睡眠潜時試験 (MSLT)

5,000点

D 2 3 8 脳波検査判断料

140点

注 脳波検査等の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。

(神経・筋検査)

区分番号D239からD240までに掲げる神経・筋検査については、各所定点数及び区分番号D241に掲げる神経・筋検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。

D 2 0 0		
	1 筋電図(1肢につき(針電極にあっては1筋につき))	200点
	2 誘発筋電図(神経伝導速度測定を含む。)(一連につき)	250点
	3 中枢神経磁気刺激による誘発筋電図 (一連につき)	400点
	注 3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているもの	
	保険事務局長に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われ	れる場合には、
	所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。	
D 2 3 9-		200点
D 2 3 9-	-3 神経学的検査	300点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社	会保険事務局長
	に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
D 2 4 0	神経・筋負荷テスト	
	1 テンシロンテスト (ワゴスチグミン眼筋力テストを含む。)	130点
	2 瞳孔薬物負荷テスト	130点
	3 乏血運動負荷テスト(乳酸測定等を含む。)	200点
D 2 4 1	神経・筋検査判断料	140点
	注 神経・筋検査等の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するも	
D 2 4 2	尿水力学的検査	· / C / D 0
D 2 4 2	1 膀胱内圧測定	260点
	2 尿道圧測定図	260点
	3 尿流測定	205点
	4 括約筋筋電図	310点
	(耳鼻咽喉科学的検査)	
D 2 4 3	削除	
D 2 4 4	自覚的聴力検査	
	1 標準純音聴力検査、自記オージオメーターによる聴力検査	400点
	2 標準語音聴力検査、ことばのききとり検査	400点
	3 簡易聴力検査	
	イ 気導純音聴力検査	110点
	ロ その他 (種目数にかかわらず一連につき)	40点
	4 後迷路機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	400点
	5 内耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)、耳鳴検査(種目数	にかかわらずー
	連につき)	400点
	6 中耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	150点
D 2 4 4-	-2 補聴器適合検査	
2211	1 1回目	1,300点
	2 2回目以降	700点
	注 補聴器適合検査は、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合してい	
	地方社会保険事務局長に届出をした保険医療機関において、患者1人に	
		プさ月2四に欧
D 0 4 F	り算定する。	000 =
D 2 4 5	鼻腔通気度検査	300点
D 2 4 6	アコースティックオトスコープを用いた鼓膜音響反射率検査	100点
D 2 4 7	他覚的聴力検査又は行動観察による聴力検査	
	1 鼓膜音響インピーダンス検査	300点
	2 チンパノメトリー	350点
	3 耳小骨筋反射検査	450点
	4 遊戲聴力検査	450点
	5 耳音響放射 (OAE) 検査	
	and the same to th	

100点

イ 自発耳音響放射 (SOAE)

D 2 3 9 筋電図検査

ロ その他の場合 300点 D248 耳管機能測定装置を用いた耳管機能測定 450点 D 2 4 9 蝸電図 750点 D 2 5 0 平衡機能検査 1 標準検査(一連につき) 20点 2 刺激又は負荷を加える特殊検査(1種目につき) 120点 3 頭位及び頭位変換眼振検査 150点 4 電気眼振図 (誘導数にかかわらず一連につき) イ 皿電極により4誘導以上の記録を行った場合 400点 ロ その他の場合 260点 5 重心動揺計、下肢加重検査、フォースプレート分析、動作分析検査 250点 注 5について、パワー・ベクトル分析を行った場合には200点、刺激又は負荷を加えた 場合には1種目につき120点を加算する。 D 2 5 1 音声言語医学的検査 1 喉頭ストロボスコピー 450点 2 音響分析 450点 3 音声機能検査 450点 D252 扁桃マッサージ法 40点 D 2 5 3 嗅覚検査 1 基準嗅覚検査 450点 2 静脈性嗅覚検査 40点 D 2 5 4 電気味覚検査(一連につき) 300点 (眼科学的検査) コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、D282-3 に掲げるコンタクトレンズ検査料のみ算定する。 D 2 5 5 精密眼底検査(片側) 56点 D255-2 汎網膜硝子体検査(片側) 150点 注 患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、汎網膜硝子体検査と併せて行った、 区分番号D255に掲げる精密眼底検査(片側)、D257に掲げる細隙燈顕微鏡検査 (前眼部及び後眼部) 又はD273に掲げる細隙燈顕微鏡検査(前眼部)に係る費用は 所定点数に含まれるものとする。 D256 眼底カメラ撮影 1 通常の方法の場合 56点 2 蛍光眼底法の場合 400点 注 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。 D256-2 眼底三次元画像解析 200点 注 患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、眼底三次元画像解析と併せて行った 、区分番号D256の1に掲げる眼底カメラ撮影の通常の方法の場合に係る費用は、所 定点数に含まれるものとする。 D257 細隙燈顕微鏡検査(前眼部及び後眼部) 112点 注 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。 D 2 5 8 網膜電位図 (ERG) 230点 D 2 5 9 精密視野検査(片側) 38点 D 2 6 0 量的視野検査(片側) 1 動的量的視野検査 195点 2 静的量的視野檢查 300点 D 2 6 1 屈折検査 74点 D 2 6 2 調節検査 74点 D 2 6 3 矯正視力検査

1 眼鏡処方せんの交付を行う場合 74点 2 1以外の場合 74点 D 2 6 4 精密眼圧測定 85点 注 水分の多量摂取、薬剤の注射、点眼、暗室試験等の負荷により測定を行った場合は、 55点を加算する。 D 2 6 5 角膜曲率半径計測 89点 D 2 6 5 - 2 角膜形状解析検査 110点 注 角膜形状解析検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、当該検査と同 一月内に行った区分番号D265に掲げる角膜曲率半径計測は所定点数に含まれるもの とする。 D 2 6 6 光覚検査 42点 D 2 6 7 色覚検査 1 アノマロスコープ又は色相配列検査を行った場合 60点 1以外の場合 38点 D 2 6 8 眼筋機能精密検査及び輻輳検査 38点 D 2 6 9 眼球突出度測定 38点 D 2 7 0 削除 D 2 7 1 角膜知覚計検査 38点 D272 両眼視機能精密検査、立体視検査(三杆法、ステレオテスト法による)、網膜対応検査(残 像法、バゴリニ線條試験による) 38点 D 2 7 3 細隙燈顕微鏡検査(前眼部) 48点 注 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。 D 2 7 4 前房隅角検査 38点 76点 D 2 7 5 圧迫隅角検査 D 2 7 6 網膜中心血管圧測定 1 簡単なもの 42点 2 複雑なもの 100点 38点 D278 眼球電位図(EOG) 260点 D 2 7 9 角膜内皮細胞顕微鏡検査 160点 D280 レーザー前房蛋白細胞数検査 160点 D 2 8 1 瞳孔機能検査(電子瞳孔計使用) 160点 D282 中心フリッカー試験 38点 D282-2 PL (Preferential Looking) 法 100点 D282-3 コンタクトレンズ検査料 1 コンタクトレンズ検査料1 200点 2 コンタクトレンズ検査料2 56点 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局 長に届け出た保険医療機関において、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者 に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料1を算定し、当該保 険医療機関以外の保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものにおいて、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科 学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料2を算定する。 2 注1により当該検査料を算定する場合は、区分番号A000に掲げる初診料の注6 及び区分番号A001に掲げる再診料の注5に規定する夜間・早朝等加算は算定でき たしい

> 3 当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において 過去にコンタクトレンズの装用を目的に受診したことのある患者について、当該検査 料を算定した場合は、区分番号A000に掲げる初診料は算定せず、区分番号A00

1に掲げる再診料又は区分番号A002に掲げる外来診療料を算定する。

(皮膚科学的検査)

D282-4 ダーモスコピー

72点

(臨床心理・神経心理検査)

D283 発達及び知能検査

1 操作が容易なもの

80点

2 操作が複雑なもの

280点

注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみの所定点数により算定する。

D284 人格検査

1 操作が容易なもの

80点

2 操作が複雑なもの

280点

3 操作と処理が極めて複雑なもの

450点

注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみの所定点数により算定する。

D 2 8 5 認知機能検査その他の心理検査

1 操作が容易なもの

80点

2 操作が複雑なもの

280点

3 操作と処理が極めて複雑なもの

450点

注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみの所定点数により算定する。

(負荷試験等)

D286 肝及び腎のクリアランステスト

150点

- 注1 検査に当たって尿管カテーテル法又は膀胱尿道ファイバースコピーを行った場合は、区分番号D318に掲げる尿管カテーテル法又はD317に掲げる膀胱尿道ファイバースコピーの所定点数を併せて算定する。
 - 2 検査に伴って行った注射、採血及び検体測定の費用は、所定点数に含まれるものとする。

D287 内分泌負荷試験

1 下垂体前葉負荷試験

イ 成長ホルモン (GH) (一連として月1回)

1,200点

ロ ゴナドトロピン (LH及びFSH) (一連として月1回)

ホ 副腎皮質刺激ホルモン (ACTH) (一連として月1回)

1,600点

ハ 甲状腺刺激ホルモン (TSH) (一連として月1回)

1,200点

ニ プロラクチン (PRL) (一連として月1回)

1,200点 1,200点

2 下垂体後葉負荷試験(一連として月1回)

1,200点

3 甲状腺負荷試験(一連として月1回)

1,200点

4 副甲状腺負荷試験(一連として月1回)

1,200点

5 副腎皮質負荷試験

イ 鉱質コルチコイド (一連として月1回)

1,200点

ロ 糖質コルチコイド (一連として月1回)

1,200点

6 性腺負荷試験(一連として月1回)

1,200点

注1 1月に3,600点を限度として算定する。

2 負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定の費用は、採血回数及び測定回数 にかかわらず、所定点数に含まれるものとする。

D288 糖負荷試験

1 常用負荷試験(血糖、尿糖検査を含む。)

200点

2 耐糖能精密検査(常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中C -ペプタイド測定を行った場合)、グルカゴン負荷試験 900点 注 注射、採血及び検体測定の費用は、採血回数及び測定回数にかかわらず所定点数に含 まれるものとする。

- D289 その他の機能テスト
 - DFDテスト (PFDテスト)

100点

- 2 肝機能テスト (ICG1回又は2回法、BSP2回法)、ビリルビン負荷試験、馬尿 酸合成試験、フィッシュバーグ、水利尿試験、アジスカウント(Addis尿沈渣定量検査)、モーゼンタール法、キシローゼ試験、ヨードカリ試験 100点

3 胆道機能テスト、胃液分泌刺激テスト

700点 3,000点

4 セクレチン試験

注 検査に伴って行った注射、検体採取、検体測定及びエックス線透視の費用は、すべて 所定点数に含まれるものとする。

D290 卵管通気・通水・通色素検査、ルビンテスト

100点

D290-2 尿失禁定量テスト (パッドテスト)

100点

D291 皮内反応検査、ヒナルゴンテスト、鼻アレルギー誘発試験、過敏性転嫁検査、薬物光線貼布 試験、最小紅斑量(MED)測定

1 21箇所以内の場合(1箇所につき)

16点

2 22箇所以上の場合(一連につき)

350点

D291-2 小児食物アレルギー負荷検査

1,000点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長に 届け出た保険医療機関において、9歳未満の患者に対して食物アレルギー負荷検査を 行った場合に、年2回に限り算定する。
 - 2 小児食物アレルギー負荷検査に係る投薬、注射及び処置の費用は、所定点数に含ま れるものとする。

(ラジオアイソトープを用いた諸検査)

区分番号D292及びD293に掲げるラジオアイソトープを用いた諸検査については、各区分の所 定点数及びD294に掲げるラジオアイソトープ検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する

D292 体外からの計測によらない諸検査

1 循環血液量測定、血漿量測定

480点

2 血球量測定

800点

3 吸収機能検査、赤血球寿命測定

1,550点

4 造血機能検査、血小板寿命測定

2,600点

- 注1 同一のラジオアイソトープを用いて区分番号D292若しくはD293に掲げる検 査又は区分番号E100からE101-3までに掲げる核医学診断のうちいずれか2 以上を行った場合の検査料又は核医学診断料は、主たる検査又は核医学診断に係るい ずれかの所定点数のみにより算定する。
 - 2 検査に数日を要した場合であっても同一のラジオアイソトープを用いた検査は、一 連として1回の算定とする。
 - 3 核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする。
- D293 シンチグラム (画像を伴わないもの)

甲状腺ラジオアイソトープ摂取率(一連につき)

365点

2 レノグラム、肝血流量(ヘパトグラム)

575点 990点

3 心機能検査(心拍出量測定を含む。)

4 肺局所機能検査、脳局所血流検査

1,820点

注 核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする。

D 2 9 4 ラジオアイソトープ検査判断料 110点

注 ラジオアイソトープを用いた諸検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定す るものとする。

(内視鏡検査)

- 1 超音波内視鏡検査を実施した場合は、所定点数に300点を加算する。
- 2 区分番号D295からD323まで及びD325に掲げる内視鏡検査について、同一の患者につき 同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数 の100分の90に相当する点数により算定する。
- 3 当該保険医療機関以外の医療機関で撮影した内視鏡写真について診断を行った場合は、1回につき 70点とする。
- 4 写真診断を行った場合は、使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加 算する。
- D 2 9 5 関節鏡検査 (片側) 600点
- D 2 9 6 喉頭直達鏡検査 190点
- D 2 9 6 2 鼻咽腔直達鏡検査 220点
- D 2 9 7 削除
- D298 嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコピー(部位を問わず一連につき) 620点
- D 2 9 9 喉頭ファイバースコピー 620点
- D300 中耳ファイバースコピー 240点
- D300-2 顎関節鏡検査(片側) 1,000点
- D301 気管支鏡検査、気管支カメラ 500点
- D302 気管支ファイバースコピー 1,500点

注 気管支肺胞洗浄法検査を同時に行った場合は、200点を加算する。

- D 3 O 3 胸腔鏡検査 6,000点
- D 3 0 4 縦隔鏡検査 7,000点
- D 3 0 5 食道鏡検査、食道カメラ 400点
- D306食道ファイバースコピー800点注粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。
- D307 胃鏡検査、ガストロカメラ 500点
- D308 胃・十二指腸ファイバースコピー 1,140点
 - 注1 胆管・膵管造影法を行った場合は、600点を加算する。ただし、諸監視、造影剤注 入手技及びエックス線診断の費用(フィルムの費用は除く。)は所定点数に含まれる ものとする。
 - 2 粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。
 - 3 胆管・膵管鏡を用いて行った場合は、600点を加算する。
- D309 胆道ファイバースコピー 1,400点
- D310 小腸ファイバースコピー
 - 1 ダブルバルーン内視鏡によるもの 2,000点
 - 2 カプセル型内視鏡によるもの 1,700点
 - 3 その他のもの 1,700点
 - 注1 2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。
 - 2 3について、粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。
- D 3 1 1 直腸鏡検査 300点
- D 3 1 1 2 肛門鏡検査

D312 直腸ファイバースコピー 550点

注 粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。

D313 大腸ファイバースコピー

1 S 状結腸 900点

200点

2 下行結腸及び横行結腸 1,350点

3 上行結腸及び盲腸 1,550点

注 粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。

- D 3 1 4 腹腔鏡検査 1,800点
- D315 腹腔ファイバースコピー 1,800点

	400 E
D316 クルドスコピー	400点
D317 膀胱尿道ファイバースコピー	900点
D318 尿管カテーテル法(ファイバースコープによるもの(膀胱尿道ファイバ	· · · · ·
))(両側)	1,000点
D319 腎盂尿管ファイバースコピー (片側)	1,500点
D320 ヒステロスコピー	220点
D321 コルポスコピー	150点
D322 子宮ファイバースコピー	800点
D323 乳管鏡検査	800点
D324 血管内視鏡検査	1,700点
注1 血管内視鏡検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。	
2 呼吸心拍監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、造影	・剤注入手技及びエッ
クス線診断の費用(フィルムの費用は除く。)は、所定点数に含	fまれるものとする。
D325 肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法	3,600点
注1 新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して当該	検査を行った場合は
、それぞれ所定点数に10,800点又は3,600点を加算する。	
2 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監	に視、血液ガス分析、
心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技	
びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする	
3 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E4	-
ムの所定点数により算定する。	
第4節 診断穿刺・検体採取料	
1 手術に当たって診断穿刺乂は検体採取を行った場合は算定しない。 2 処置の部と共通の項目は、同一日に算定できない。	
区分	
D 4 0 0 - 魚海牧馬 (1 日 2 ~ *)	
D400 血液採取 (1日につき)	
1 静脈	11点
1 静脈2 その他	11点 6点
1 静脈2 その他注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
1 静脈2 その他注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。	
 1 静脈 2 その他 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。 3 血液回路から採血した場合は算定しない。 	6 点
1 静脈 2 その他 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。 3 血液回路から採血した場合は算定しない。 D401 脳室穿刺	
1 静脈 2 その他 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。 3 血液回路から採血した場合は算定しない。 D401 脳室穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	6 点
1 静脈 2 その他 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。 3 血液回路から採血した場合は算定しない。 D401 脳室穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D402 後頭下穿刺	6 点
1 静脈 2 その他 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。 3 血液回路から採血した場合は算定しない。 D401 脳室穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	6 点
1 静脈 2 その他 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。 3 血液回路から採血した場合は算定しない。 D401 脳室穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D402 後頭下穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D403 腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。)	6 点
1 静脈 2 その他 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。 3 血液回路から採血した場合は算定しない。 D401 脳室穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D402 後頭下穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	6 点 500点 300点
1 静脈 2 その他 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。 3 血液回路から採血した場合は算定しない。 D401 脳室穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D402 後頭下穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D403 腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。)	6 点 500点 300点
1 静脈 2 その他 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。 3 血液回路から採血した場合は算定しない。 D401 脳室穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D402 後頭下穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D403 腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。) 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	6 点 500点 300点
1 静脈 2 その他 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。 3 血液回路から採血した場合は算定しない。 D401 脳室穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D402 後頭下穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D403 腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。) 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	6点 500点 300点 150点
1 静脈 2 その他 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。 3 血液回路から採血した場合は算定しない。 D401 脳室穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D402 後頭下穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D403 腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。) 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D404 骨髄穿刺 1 胸骨	6点 500点 300点 150点
1 静脈 2 その他 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。 3 血液回路から採血した場合は算定しない。 D401 脳室穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D402 後頭下穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D403 腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。) 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D404 骨髄穿刺 1 胸骨 2 その他	6点 500点 300点 150点
1 静脈 2 その他 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。 3 血液回路から採血した場合は算定しない。 D401 脳室穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D402 後頭下穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D403 腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。) 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D404 骨髄穿刺 1 胸骨 2 その他 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	6点 500点 300点 150点 130点
1 静脈 2 その他 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。 3 血液回路から採血した場合は算定しない。 D401 脳室穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D402 後頭下穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D403 腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。) 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D404 骨髄穿刺 1 胸骨 2 その他 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	6点 500点 300点 150点 130点
1 静脈 2 その他 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。 3 血液回路から採血した場合は算定しない。 D401 脳室穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D402 後頭下穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D403 腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。) 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D404 骨髄穿刺 1 胸骨 2 その他 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D405 関節穿刺(片側) 注 3歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	6点 500点 300点 150点 130点 150点
1 静脈 2 その他 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。 3 血液回路から採血した場合は算定しない。 D401 脳室穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D402 後頭下穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D403 腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。) 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D404 骨髄穿刺 1 胸骨 2 その他 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D405 関節穿刺(片側) 注 3歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D406 上顎洞穿刺(片側)	6点 500点 300点 150点 130点 150点 60点
1 静脈 2 その他 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。 3 血液回路から採血した場合は算定しない。 D401 脳室穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D402 後頭下穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D403 腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。) 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D404 骨髄穿刺 1 胸骨 2 その他 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D405 関節穿刺(片側) 注 3歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D406 上顎洞穿刺(片側) 2 扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺(片側)	6点 500点 300点 150点 130点 150点 100点 60点 180点
1 静脈 2 その他 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。 3 血液回路から採血した場合は算定しない。 D401 脳室穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D402 後頭下穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D403 腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。) 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D404 骨髄穿刺 1 胸骨 2 その他 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D405 関節穿刺(片側) 注 3歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D406 上顎洞穿刺(片側) り406一2 扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺(片側) D407 腎嚢胞又は水腎症穿刺	6点 500点 300点 150点 130点 150点 100点 60点 180点
1 静脈 2 その他 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。 3 血液回路から採血した場合は算定しない。 D401 脳室穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D402 後頭下穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D403 腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。) 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D404 停髄穿刺 1 胸骨 2 その他 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D405 関節穿刺(片側) 注 3歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 D406 上顎洞穿刺(片側) D406—2 扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺(片側) D407 腎嚢胞又は水腎症穿刺 注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	6点 500点 300点 150点 130点 150点 60点 240点

D 4 1 0	乳腺穿刺又は針生検(片側)	200点
D 4 1 1	甲状腺穿刺又は針生検	150点
D 4 1 2	経皮的針生検法(透視、心電図検査及び超音波検査を含む。)	1,600点
D 4 1 3	前立腺針生検法	1,400点
D 4 1 4	内視鏡下生検法(1臓器につき)	310点
D 4 1 5	経気管肺生検法	3,300点
D 4 1 6	臓器穿刺、組織採取	
	1 開胸によるもの	9,070点
	2 開腹によるもの(腎を含む。)	5,550点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、2,000点を加算する。	
D 4 1 7	組織試験採取、切採法	
	1 皮膚、筋肉(皮下、筋膜、腱、腱鞘を含む。)	500点
	2 骨、骨盤、脊椎	2,300点
	3 眼	
	イー後眼部	650点
	ロー前眼部、その他	350点
	4 耳	400点
	5 鼻、副鼻腔	400点
	6 口腔	400点
	7 咽頭、喉頭	650点
	8 甲状腺	650点
	9 乳腺	650点
	10 直腸	650点
	11 精巣(睾丸)、精巣上体(副睾丸)	400点
	12 末梢神経	620点
	注 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、100点を加算する。	
D 4 1 8	子宮腟部等よりの検体採取	
	1 子宮頸管粘液採取	40点
	2 子宮腟部組織採取	200点
	3 子宮内膜組織採取	370点
D 4 1 9	その他の検体採取	
	1 胃液・十二指腸液採取(一連につき)	180点
	2 胸水・腹水採取(簡単な液検査を含む。)	180点
	3 動脈血採取(1日につき)	50点
	注 血液回路から採血した場合は算定しない。	
	第5節 薬剤料	
区分		
D 5 0 0		して但た占粉に

- D500 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。
 - 注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。
 - 2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第6節 特定保険医療材料料

区分

D600 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数 注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。